ほっとレター　VOL．133
会員の皆様には、毎月会費を頂戴し、誠に有り難うございます。　H26．2　中間

TOPIC

出産前後のお休み中の社会保険料

■今まで、育児休業期間中の社会保険料は、申出することで免除となっていますが、出産前後のお休み（産前産後休業期間）中の社会保険料も免除となります。
これは、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終わるという方が対象となります。

■では、育児休業と産前産後休業とはどう違うのでしょう。

▼産前休業　→　出産予定日前　42日（多胎の場合98日）（出産予定日含む）
▼出産予定日～実際の出産日　→　産前産後休業に含む
▼産後休業　→　実際の出産日後　56日（実際の出産日含まず）
▼育児休業　→　産後休業後～（原則）子が1歳に達した日（誕生日の前日）まで

■社会保険料が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。

■今までは、出産後8週間（56日）経ってから社会保険料の免除が始まり1歳の誕生日の前日まで、つまり10ヵ月間だったものが、出産予定日前6週間からですから通常最大14ヵ月間まで免除できる期間が増える、ということになります。

■また、この期間は保険料は免除になりますが、将来年金をもらう時になっても、保険料を納めた期間としてカウントされますので、安心してください。

■期間のとらえ方とかがややこしいので、具体例を見てみましょう。
●平成26年3月1日に出産予定
●実際の出産が平成26年3月10日
●出産に備えて会社を休み始めたのが、平成26年2月1日
●育児休業は子が1歳に達するまでだとします。

▼産前休業　→　開始が出産予定日含む産前42日である1月18日以降なので、2月1日～3月1日　＋　予定日翌日3月2日～出産日3月10日
▼産後休業　→　3月11日～5月5日
▼育児休業　→　5月6日～平成27年3月9日

となりますので、社会保険料免除期間は、

▼産前産後休業　→　産前休業開始月の平成26年2月～終了予定日の翌日の月の前月の平成26年4月
▼育児休業　→　平成26年5月～平成27年2月

となり、13ヵ月間が免除となります。

■次に手続の仕方ですが、本人さんから産前産後休業を取りたいという申出があった場合、会社が「産前産後休業取得者申出書」を年金事務所へ提出します。（電子でも郵送でも窓口でも）

■この申出は、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。

■最後に注意事項ですが、
①出産とは、妊娠85日（4カ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。
②産前産後休業期間を変更したときや産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出してください。
③育児休業の保険料免除期間と産前産後休業の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。
④社長さんはじめ役員等でも、社会保険に入っていれば産前産後休業期間中の保険料免除は受けられます。ただし、育児休業はできないので育児休業等期間中の保険料免除は受けられません。

Copyright (c) 2014 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

大事な　お　知　ら　せ

１．雇用保険料率について

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の雇用保険料率が決定しました。

現在料率と変更がなく、次の通りです。

	従業員負担	会社負担	合　計
一　般	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建　設	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

ちなみに、社会保険の料率は次の通りです。

（健康保険　　４．９２５　％）
＋（介護保険　　０．７７５　％）
健康保険　　５．７　　％
厚生年金　　８．５６　％

なお、健康保険料率は変更がありませんが、介護保険料率が平成 26 年 3 月分より上がる予定です。料率が決定しましたらお知らせしたいと思います。

２．年金受給権者の確認

昨年、既に亡くなっているのに年金が支払われ続けていたということがあった、ということを受けて、年金が正しく受け取られているか確認されることになりました。

次の 3 つ全部に該当する方に「「年金受給権者現況申告書」というものが、日本年金機構から送られてきます。

- 75 歳以上の年金受給者の方
- 現況届による生存確認を行っている方
- 介護保険料等の特別徴収（年金天引き）が行われていない方

もし送られてきたら、3 月 3 日（月）までに必要事項を記入して返送してください。

今月の一冊

「悪　貨」
島田雅彦　　講談社

ある日、ホームレスが大金を拾います。だが、その金は偽札でした。

捜査にあたった警察が解決のために偽札捜査のスペシャリストを招喚します。

一方、国際的金融犯罪を取り締まるため、マネー・ロンダリングの拠点となる宝石商に潜入捜査をすることになった「美人すぎる刑事」。

捜査線上に浮かび上がってきたのが、グローバルな資本主義を超える社会を目指す共同体で育ち、今や巨額の資金を操る男でした。

最後に勝利するのは、金か、理想か、正義か、悪か？

ハイスピードで展開する「愛とお金の物語」です。

（あとがき）

また祝日が増えるかもしれませんが、ご存知でしたか？

２月 14 日の自民党内閣部会で、8 月 11 日を「山の日」とする祝日法改正案が了承されたようで、平成 28 年から、８月 11 日を「山の日」と呼ぶ祝日とし、山の日の意義を「山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝する」と定めたそうです。

今国会中の成立を目指すそうです。

ただでさえ 8 月はお盆があって休日が多いのに、なんで祝日を増やすんでしょう？

どうせなら６月とか、自分の好きな日に強制有休とかのほうがありがたいんですが。

（キムラ）

〒３９２－００２２　諏訪市高島３－１２０１－９０
宮坂社会保険労務士事務所
労働保険事務組合　諏訪労務管理センター
Tel　52－2444　Fax　52－6466
E-mail：
hiroko.miyasaka@misawakaikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

http://misawakaikei.jp/sharoushi/index.html

Copyright (c) 2014 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.